

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 30 日

火 曜 日

号 外(3)

目 次

富山県災害対策本部訓令

○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 1

富山県国民保護対策本部 富山県緊急対処事態対策本部 訓令

○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 2

訓 令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 9 月 30 日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第 2 号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中 「 3 被災母子世帯に対する母子福祉資金の融通に関すること。」 を

「 3 被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の融通に関すること。」 に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月 1 日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 9 月 30 日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県国民保護対策本部
富山県緊急対処事態対策本部** 訓令第 2 号

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程〔平成18年富山県国民保護対策本部富山県緊急対処事態対策本部訓令第 1 号〕の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| 「 | | 児童青年家庭班 (児童青年家庭課 長 児童青年家庭課 員) | 1 児童の安全確保、救援及び支援に関すること。 2 児童福祉施設の災害対策に関すること。 3 被災母子世帯に対する母子福祉資金の融通に関すること。 4 救援活動の応援に関すること。 | 」 |
|---|--|---|---|---|

を

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| 「 | | 児童青年家庭班 (児童青年家庭課 長 児童青年家庭課 員) | 1 児童の安全確保、救援及び支援に関すること。 2 児童福祉施設の災害対策に関すること。 3 被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の融通に関すること。 4 救援活動の応援に関すること。 | 」 |
|---|--|---|---|---|

に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(防災・危機管理課)
